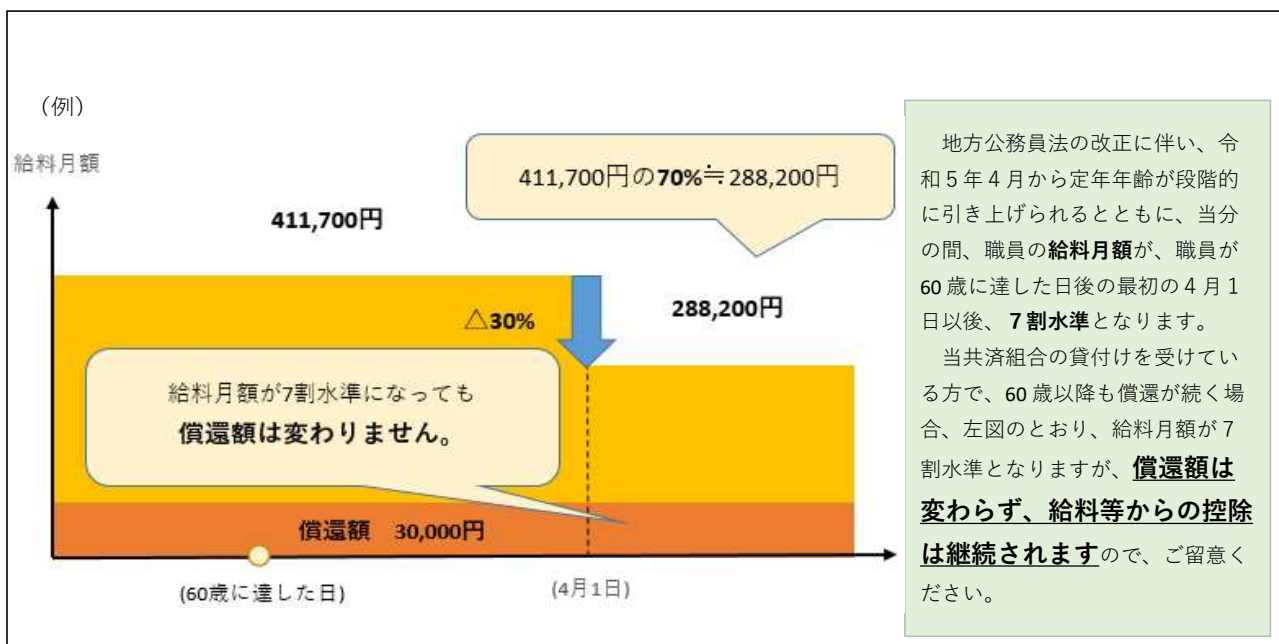


## 当共済の貸付けを受けている方で 定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ



### 繰上償還 制度をご存じですか？

償還中の借入金は、**一部または全部を繰り上げて償還**することが可能です。

**一部繰上償還**は、毎月償還のみの方は10万円から、ボーナス併用償還の方は20万円から1円単位で償還ができます。また、繰上償還後の償還回数をご希望の回数に減らすこともできます。回数を変更しない場合は月々の償還額が減額されます。

(例) 住宅貸付けを毎月償還のみで償還中の方が、100万円の一部繰上償還をする場合

元金：1,800万円 償還回数：354回 毎月償還額：60,579円 未償還元金：6,057,603円 未償還回数：100回  
→月々の償還額を変更しないと償還回数は**約12回減**、償還回数を変更しないと毎月の償還額が**約7,000円減**

月々の償還額はそのままがいいから**償還回数を減らしたい**



償還回数はそのままにして**月々の償還額を減らしたい**

そんなときは「一部繰上シミュレーション」で実際に償還回数が何回減るのか、月々の償還額がどれくらい減るのかをご確認いただけます。

■公立学校共済組合HPトップページ→共済制度について→資金をかりる→貸付シミュレーション→一部繰上シミュレーション



繰上償還の受付時期や期限など手続きの詳細は、支部HPに掲載しております。  
〈公立学校共済組合神奈川支部HPトップページ→資金を借りる際の手続き→償還の手続き〉  
ご不明点等ございましたら、共済経理グループ 貸付担当 (045-210-8176) までお問合せください。